

特定非営利活動法人クラブ北神 利用会員規約

【名称】

第1条 本クラブは「特定非営利活動法人クラブ北神」（以下、クラブという。）と称する。

【所在地】

第2条 クラブ事務局の所在地は、神戸市北区道場町日下部 1462 番地に置く。

【目的】

第3条 利用会員は、クラブの定款に準じた上でクラブ会員相互の親睦を図り、地域に貢献することを目的とする。

【適用範囲】

第4条 この規約は、クラブの定款（以下、定款という）第6条の利用会員に適用する。

【事業】

第5条 利用会員は、クラブの行う事業に参加・協力をし、クラブの発展につとめるものとする。

【入会手続き】

第6条 入会手続きは以下のとおりとする。

- (1) 入会に際しては所定の入会申込書等の書面を提出するものとする。
- (2) 本規約を承諾し遵守するものとする。

【入会資格】

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、クラブ会員になることは出来ない。

- (1) クラブ規約（以下、本規約という。）およびクラブの諸規則を遵守できない者
- (2) 本申込みを行う者が記載した会員と相違ないことを確認できない者
- (3) 刺青・タトゥーのある者および刺青・タトゥーとの判別が困難なペインティング等の疑似刺青・タトゥーを施している者
- (4) 暴力団または反社会的勢力関係者とクラブが判断した者
- (5) 伝染病、その他、他人に伝染または感染の恐れのある疾病を有している者
- (6) 不適切な言動で他の者に迷惑をかけるとクラブが判断した者
- (7) 過去にクラブから除名される等クラブが不適と認める者
- (8) その他クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

2 上記各号は、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただくものとする。

【会員の期間】

第8条 利用会員の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までの年度とする。

2 年度内の途中入会であっても、有効期間は途中入会日より年度末の3月31日までとする。

【会費】

第9条 利用会員は、以下に定める年会費を納めるものとする。

- ①個人会員 3,000 円
- ②団体会員（8名以上の団体） 10,000 円

2 既納の会費は原則返納しないものとする。

3 年度の途中入会であっても、クラブ会費は変わらないものとする。

【会員証】

第10条 クラブ会員は、入会後に発行される会員証を携帯する。

2 会員証は本人のみが使用ができ、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更等の行為はできない。

3 会員証が紛失あるいは盗難にあった場合は、速やかにその旨をクラブに通知すること。その際、再発行の手数料を支払った上、会員証の再発行の手続きを取ることができる。

4 再発行の手数料は、200円（税込み）とする。

【変更手続き】

第11条 クラブ会員は、住所、氏名または連絡先等が入会申込書の記入した事項に変更があった場合は、速やかに所定の書面で届けるものとする。

【諸規定の遵守】

第12条 クラブ員は、以下の事項を遵守しなければならない。

(1)本規約、市の条例関係および諸規則をすべて遵守しなければならない。

(2)施設および機器の使用にあたっては、クラブ職員から通知されたルール、慣習上のルールに従うものとする。

(3)施設の具体的利用にあたっては、クラブの説明および指示に従わなければならない。

(4)施設内および施設敷地内で、法律で禁止されている薬物等を使用することを禁止する。

(5)ペット等の動物の持ち込みは禁止する。ただし、身体障害者補助犬は認定証を確認の上、同件の入場は可能とする。

【個人情報】

第13条 クラブは、クラブ会員の個人情報および特定個人情報等の管理は厳重に行い、安全かつ適切に取り扱うものとする。

2 クラブ会員が提出した各種届出等に記載した事項については、クラブが登録事項または諸連絡に用いる他、個人を特定しない統計的情報に利用することがある。

3 クラブは、年会費および諸費用の口座振替を行う目的の範囲以内で、クラブ会員の個人情報を金融機関に開示を行うものとする。

【退会】

第14条 クラブ会員は、退会の際所定の書面を提出し、会員証を返却するものとする。なお、遠方にある場合は、郵送により退会の受付をすることもできる。

2 退会日が年度の途中であってもクラブ費の返納は行わない。

3 退会は、原則電話での受け付けをしない。

4 クラブ会員が、1年間クラブ費が未納の場合は、退会扱いとする。

【除名】

第15条 クラブ会員が次の各に定める事項に該当したときは、クラブ会員を除名することができる。

(1)本規約第7条に定める入会の資格が欠落したとき。

(2)本規約に違反したとき。

(3)他のクラブ会員、クラブ正会員（以下、正会員という。）を誹謗または中傷し、クラブに被害の届出があったとき。

(4)その他、法令や公序良俗に反する行為があるなど、クラブ会員として相応しくないと認めたとき。

【資格喪失】

第16条 クラブ会員は、次の場合にはその資格を喪失する。

(1)退会

(2)死亡または会員団体の解散

(3)除名

(4)クラブの運営上重大な理由により、クラブを閉鎖したとき

【細則】

第17条 この規約以外については、クラブの定款、別途諸規則等に従うものとする。

【諸費用の変更】

第18条 クラブは、この規約等にもとづき、クラブ会員が負担すべき諸費用について、クラブが必要と判断した時は、クラブ会員の事前の承諾を得ることなく変更できるものとする。

【規則の改定】

第19条 クラブは、この規約について理事会の決議によって改定することができる。

【附則】

この規約は、令和5年4月1日より施行する。